

福島県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

平成19年4月1日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第17号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 初任給（第10条—第16条）

第3章 昇格及び降格（第17条—第24条）

第4章 初任給又は給料表を異にして異動した職員の給料（第25条—第26条の3）

第5章 昇給（第27条—第35条）

第6章 雑則（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給料の決定について必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の給料の決定については、別に定める場合のほか、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第3条第1項に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項の規定により採用された者を除く。）をいう。
- (2) 級別定数 条例第4条第2項の規定による職務の級の定数をいう。
- (3) 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則の定めるところにより、その年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (6) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (7) 在級年数 職員が同一の職務の級について引き続き在職した年数をいう。
- (8) 必要在級年数 職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。

(9) 採用試験 福島県後期高齢者医療広域連合職員の任用に関する規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）第3条に規定する採用試験をいう。

第3条及び第4条 削除

（級別定数）

第5条 条例第4条第2項の規定による職務の級別定数は、職名別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の職務の級別定数は、当分の間、任命権者が条例別表第1から別表第3までの規定に基づいて職員を任用した場合に定まる職務の級ごとの職員の数によるものとする。

（級別資格基準）

第6条 条例第4条第3項に規定する職務の級の基準は、次の各号に掲げる級別資格基準表によるものとし、それぞれの級別資格基準表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

- (1) 行政職給料表級別資格基準表（別表第1）
- (2) 医療職給料表（二）級別資格基準表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（三）級別資格基準表（別表第3）

2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

3 級別資格基準表は、試験欄又は職種欄に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用するものとする。

第7条 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表（別表第4）に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合には、その区分によることができる。

2 職員の有する学歴免許等の資格が、級別資格基準表の試験欄又は職種欄に対応する学歴免許欄に掲げる学歴免許等の資格の区分よりも低いものである場合には、級別資格基準表の当該学歴免許欄の学歴免許等の資格の区分をもってその者の学歴免許等の資格の区分とする。

第8条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第1項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得したとき以後の経験年数による。

2 前項の場合において、その学歴免許等の資格を取得したとき以後における経歴のうち、

職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

第9条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表（別表第6）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第2章 初任給

（職務の級の決定）

第10条 新たに職員となる者の職務の級を決定する場合は、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第15条各号のいずれかに掲げる者から引き続き新たに職員となるものについて部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合
- (2) 第16条に規定する職に採用しようとする場合において適格者を得るために特に必要があると認められる場合

（号給の決定）

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が次条第1項に定める初任給基準表に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に、第22条第1項又は第25条第1項の規定により得られる号給とする。

（初任給基準表）

第12条 条例第5条第1項に規定する初任給の基準は、次の各号に掲げる初任給基準表によるものとし、それぞれの初任給基準表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

- (1) 行政職給料表初任給基準表（別表第7）
- (2) 医療職給料表（二）初任給基準表（別表第8）
- (3) 医療職給料表（三）初任給基準表（別表第9）

2 初任給基準表は、試験欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとする。

3 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、第7条の規定を準用する。

第13条 職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（基準学歴を含む。以下同じ。）に対して修学年数調整表を加える年数が定められている学歴免許等

の資格を有する者（その加える年数が1年未満である職員を除く。）の初任給基準表の適用については、第11条の規定による初任給の号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は切り捨てる。）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもってその者の号給とする。

（経験年数による初任給の調整）

第14条 職員がその職務について必要な最低限度の資格を超えて経験年数を有する場合においては、第11条（前条の規定による場合を含む。）の規定による号給（第3号において「基準号給」という。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号に掲げる者（次項第2号に掲げる者を除く。）で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月（次項各号に掲げる者に係る当該5年を超える経験年数のうち当該各号に定める年数の月数にあつては、15月））で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第10に定める昇給号給数表のC欄の昇給の号給数の項の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

- (1) 採用試験に合格したことによって職務の級が決定された者 その者に適用される初任給基準表に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者についてはその際に用いられた学歴）を取得したとき以後の経験年数
- (2) 採用試験に合格したことによって職務の級を決定された者以外の者（次号に該当する者を除く。） その者に適用される同表の学歴免許欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得したとき以後の経験年数
- (3) 第1号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級について必要経験年数を超える経験年数

2 前項に規定する経験年数の月数を15月で除す年数の月数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める年数の月数とする。

- (1) 医療職給料表（三）の適用を受ける者（次号に掲げる者を除く。） その者の経験年数のうち5年を超え10年までの年数の月数
- (2) 前項第3号に掲げる者のうち、必要経験年数が5年以上10年未満とされている職務の級に決定されたものであつて医療職給料表（三）の適用を受ける者 その者の経

験年数のうち10年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数の月数

3 前2項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第8条及び第9条の規定を準用する。

(号給の決定の特例)

第15条 次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(1) 常勤の特別職にある職員

(2) 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は他の地方公共団体の職員

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者

(4) その他前各号に準ずると認められる者

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条の規定によるときにはその採用が著しく困難になると認められるときに限り、同条の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、その者の号給を決定することができる。

第3章 昇格及び降格

(昇格の基準)

第17条 職員を昇格させる場合は、その者の経験年数又は在級年数が級別資格基準表（級別資格基準表に定めのない級にあつては広域連合長が別に定めるもの）に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達している者について行わなければならない。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合は、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、別に定めるもののほか、級別資格基準表（級別資格基準表に定めのない級にあつては広域連合長が別に定めるもの）に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

第18条 第15条又は第16条の規定の適用を受けて初任給が決定された職員について級別資格基準表を適用する場合には、部内の他の職員との均衡を考慮して、広域連合長が別に定める期間をその表の在級年数として通算することができる。

第19条 職員を昇格させる場合は、第17条及び前条の規定によるほか、職員が現に属する職務の級において1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性により特に昇格させる必要があるときは、この限りでない。

第20条 現に職員である者が上位の職務の級に必要な採用試験に合格し、若しくは学歴免許等の資格を取得したとき、又は級別資格基準表に異なる基準の定めのある試験又は職種欄に属する職に異動した結果上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第21条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第17条及び第19条の規定にかかわらず、上位の職務の級に昇格させることができる。

(1) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合

(2) 職員が職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職させられる場合

(昇格した職員の号給)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、その昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 第17条から前条までの規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

5 第1項の昇格時号給対応表は、福島県人事委員会初任給、昇格及び昇級等の基準に関する規則（昭和36年福島県人事委員会規則第5号。以下「県規則」という。）第24条第1項に規定する昇格時号給対応表の例によるものとする。

(降格の基準)

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格した職員の号給)

第24条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表の降格

後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。
- 4 第1項の降格時号給対応表は、県規則第25条の2第1項に規定する降格時号給対応表の例によるものとする。

第4章 初任給又は給料表を異にして異動した職員の給料

(職務の級の決定)

第25条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めのある職種に属する他の職に異動させた場合（以下「初任給基準を異にする異動」という。）又は給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合には、異動後の職について定めるところにより、その者の資格に応じ、級別資格基準表を適用して異動後の職務の級を決定するものとする。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、別に定めるもののほか、級別資格基準表に掲げる必要経年数又は必要在級年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

第26条 給料表の適用を異にして異動させた職員については、部内の他の職員との均衡を考慮して当該異動前の期間をその者の在級年数に通算することができる。

(号給の決定)

第26条の2 職員を、初任給の基準を異にする異動をさせ、又は給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合（次条に規定する場合を除く。）における職員の異動後の号給は、新たに職員となったとき（免許等の資格を必要とする職に異動した者については、その免許等の資格を取得したとき）から異動後の職務の同種の職務に引き続き在職したものとみなして、そのときの初任給を基準として部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に受けることとなる号給とする。ただし、特殊の事情により当該再計算の結果によることが適当でないと認められる職員については、あらかじめ広域連合長の承認を得て、第16条の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して、別にその者の号給を決定することができる。

第26条の3 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員を、初任給の基準を異にする異動をさせ、又は給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合における職員の異動後の号給は、別に定める基準に従い前条の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給とする。

第5章 昇給

(昇給日及び評価終了日)

第27条 条例第5条第3項の規定により昇給を行う同項の規則で定める日は、第33条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、法第23条の2第2項の規定に基づき、昇給日前1年間に於ける広域連合長が定める人事評価の終了日（以下「評価終了日」という。）とする。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第28条 条例第5条第3項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他広域連合長が定める事由とする。

(行政職給料表の7級以上の職員で規則で定める職員及びこれに相当する職員)

第29条 条例第5条第4項の規則で定めるもの及びこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以上の職員
- (2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級の職員

(昇給区分及び昇給の号給数)

第30条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の結果がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。

(1) 昇給評語が上位の段階である職員又は勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員のうち、勤務成績が良好でない職員、評価終了日以前1年間に於いて懲戒処分を受けた職員及び第30条に規定する事由に該当した職員並びに条例第5条第3項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、同号アに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 広域連合長の定める事由によって9月30日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該期間の末日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 広域連合長の定める事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 5 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、広域連合長の定める割合におおむね合致していなければならない。
- 6 条例第5条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第10）に定める号給数とする。
- 7 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第22条第3項、第27条若しくは第36条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、広域連合長の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
- 8 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 9 第6項又は第7項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第6項又は第7項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特別の場合の昇給）

第31条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に条例第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 退職の日
- (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合 広域連合長が定める日
（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第32条 第29条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(降号)

第33条 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第34条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第22条第3項又は第27条の規定の適用を受ける場合を除く。）に該当するときは、その者の号給を上位の号給に決定することができる。

(復職時における号給の調整)

第35条 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた職員が職務復帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職の期間、専従許可の有効期間、育児休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第11）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に広域連合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第6章 雑則

(給料の訂正)

第36条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとするときは、その訂正を将来にむかって行うことができる。

(その他)

第37条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

2 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成

19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第28条の6第2項の規定」を「第28条の6第1項又は第2項の規定」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

3 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の4とし、第7条の次に次の2条を加える。

(短時間勤務職員の通勤手当)

第7条の2 短時間勤務職員(平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者に限る。)の通勤手当の月額、は、条例第9条に規定する額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の在職期間の特例)

第7条の3 法第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前6月以内の期間において、福島県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第17号)第15条第2号に掲げる者又は非常勤の一般職にある職員として在職した期間を算入する。

(福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

4 福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する規則(令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条第1項に規定する」を「第6条第1項各号に掲げる」に改める。

第4条中「第12条第1項に規定する」を「第12条第1項各号に掲げる」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部改正)

5 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給料等の決定の基準に関する規則(令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(その者の属する職務の級の再任用職員の欄に掲げる給料月額を超えることとなるときは、直近下位の号給となる号数)」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(給料及び報酬等の改定時期)

第7条 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号)の適用を受ける職員(以下「給与条例適用職員」という。)の給与改定(諸手当の改定を含む。以下同じ。)のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期は、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月(施

行日が月の初日であるときは、当該月の初日からとする。

別表第1（第6条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験	職務の級	1級	2級	3級
	学歴免許			
上級（大学卒程度）	大学卒		3	4
		0	3	7
初級（高校卒程度）	高校卒		8	4
		0	8	12

別表第2（第6条関係）

医療職給料表（二）級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級
	学歴免許			
栄養士	大学卒			別に定める
		0		
	短大卒		2.5	別に定める
		0	2.5	

備考 この表の適用を受ける栄養士の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。

別表第3（第6条関係）

医療職給料表（三）級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	3級
	学歴免許			
保健師又は看護師	大学卒			4
		0		4
	短大卒			6
		0		6
准看護師	准看護師養成所卒			
		0		

備考 この表の適用を受ける保健師、看護師及び准看護師の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。ただし、国家試験に合格して保健師又は看護師になった者について、他の職員との均衡上特に必要ある場合は、国家試験合格後の同種の職務に従事した実務経験年数及び保健師養成所の修業年数の10割以下の年数を経験年数とすることができる。

別表第4（第7条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格の該当者
基準学歴	学歴区分	

区 分		
1 大学 卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者
	4 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業生 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業生 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業生 (4) 海上保安大学校本科の卒業生 (5) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
2 短大 卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業生 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業生 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業生 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者

	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業生 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業生 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業生 (4) 航空保安大学校本科の卒業生 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業生 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者

備考 この表の「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第5 (第8条関係)

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100
	その他の期間	80/100

員としての在職期間		
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100
	その他の期間	25/100（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、50/100）

別表第6（第9条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒	短大卒	高校卒
博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年
修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年
専門職学位課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年
大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年
大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年
大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年
短大3卒	15年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 3年
短大2卒	14年	(-) 2年		(+) 2年
短大1卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年
高校専攻科卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年
高校3卒	12年	(-) 4年	(-) 2年	
高校2卒	11年	(-) 5年	(-) 3年	(-) 1年
中学卒	9年	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区

分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 商船大学の卒業者（昭和50年度以前に入学した者に限る。）又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 6 医療職給料表（三）初任給基準表の備考第1項の規定の適用を受ける「短大3卒」の区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数からそれぞれ1年を減じた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 7 次に掲げる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修業年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。
 - (1) 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者
 - (2) 学校教育法による3年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を3年間に修得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与

機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。) から学士の学位を授与された者を除く。)

(3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業生(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

(4) 学校教育法による高等専門学校2年制の専攻科の卒業生(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

(5) 旧独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。) 司ちゅう・事務科の卒業生

(6) 旧海員学校の専修科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)、専科又は司ちゅう科の卒業生

(7) 旧海技大学校本科の卒業生

9 旧海員学校高等科の卒業生に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ2年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第7(第12条関係)

行政職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
上級(大学卒程度)	大学卒基準	1級29号給
初級(高校卒程度)	高校卒基準	1級9号給

備考 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の試験又は職種欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる号給の4号給下位の号給とする。

別表第8(第12条関係)

医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
栄養士	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給

備考

1 この表の適用を受ける栄養士の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。

2 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の試験又は職種欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる4号給の号給下位の号給とする。

別表第9(第12条関係)

医療職給料表(三)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
----	------	-----

保健師	大学卒	2級15号給
	短大三卒	2級9号給
看護師	短大三卒	2級9号給
	短大二卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

備考

- 1 保健師助産師看護師法第21条第4号に該当する看護師のうち、准看護師の業務に従事した経験が3年以上であることをもって同号に該当することとなる職員については、初任給欄に掲げる号給を「2級13号給」とする。
- 2 この表の適用を受ける保健師、看護師及び准看護師の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。
- 3 国家試験に合格して保健師、助産師又は看護師となった者について、他の職員との均衡上特に必要がある場合は、この表に掲げる号給にかかわらず、国家試験合格後の同種の職務に従事した実務経験年数及び保健師養成所又は助産師養成所の修業年数を考慮して初任給を調整することができる。
- 4 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の試験又は職種欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる号給の4号給下位の号給とする。

別表第10（第32条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号級数	8	6	4（第31条各号に掲げるものにあつては、3）	2	0
	2	1	0	0	0

備考 この表の昇給の号級数の上段の号級数は条例第5条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号級数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第11（第37条関係）

休職期間等調整換算表

事由	引き続いて勤務しない期間についての換算率
1 次に掲げる事由により休職を命ぜられた場合 (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったこと。 (2) 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明になったこと（公務上の災害又は通勤による災害と	3分の3以下

<p>認められるものに限る。)</p> <p>2 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、そのために休暇を与えられた場合</p> <p>3 育児休業法第2条の規定により育児休業をした場合</p> <p>4 大学院修学休業をした場合</p> <p>5 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第16条の規定により介護休暇を与えられた場合</p>	
<p>休職期間が満了した職員が定数に欠員がないために引き続き休職を命ぜられた場合</p>	<p>3分の2以下（ただし、先行する休職の事由が公務又は通勤に基づく場合は、3分の3以下とすることができる。）</p>
<p>専従許可を受けて休職となった場合</p>	<p>3分の2以下</p>
<p>配偶者同行休業をした場合</p>	<p>2分の1以下</p>
<p>1 心身の故障（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）により長期休養をなすため休職を命ぜられ、又は休暇を与えられた場合</p> <p>2 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり、そのために休職を命ぜられた場合（公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）</p>	<p>3分の1以下（ただし、結核性疾患にあつては、2分の1以下とすることができる。）</p>
<p>刑事事件に関し起訴され、そのために休職を命ぜられた場合</p>	<p>0（ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3分の3とすることができる。）</p>

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。